

2. 教育職員免許状

教育職員免許状

山口大学で教育職員免許状を取得するためには、各学部の規定に従って教職課程を履修すると共に、教職オリエンテーションに参加し、4年次までに継続的に履修カルテを作成しながら、履修指導を受ける必要があります。

取得を目指す免許状の学校種、教科の別に関わらず、教職オリエンテーションへの出席や履修カルテの作成・教職指導については、必須となっています。

1. 工学部で取得できる教育職員免許状

学 科	免許状の種類	教 科
機 械 工 学 科 社 会 建 設 工 学 科 応 用 化 学 科 電 気 電 子 工 学 科 循 環 環 境 工 学 科	高等学校教諭 一 種 免 許 状	工 業
知 能 情 報 工 学 科	高等学校教諭 一 種 免 許 状	情 報

2. 教育職員免許状に必要な修得単位数

(1) 教育職員に関する基礎資格及び修得単位数

所要資格		免許状種類	高等学校教諭 一種免許状「工業」	高等学校教諭 一種免許状「情報」
基 礎 資 格		学士の学位を有すること		
大 学 に お い て 最 低 単 位 数 が	教科及び教科の指導法に関する科目		59 ※1	44
	教育の基礎的理解に関する科目		(10)	10
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		(8)	8
	教育実践に関する科目		(5)	5
	大学が独自に設定する科目		0	0
	66条の6の科目		8 ※2	8 ※2

※1・・・高等学校教諭一種免許状「工業」は、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に限る）を修得することにより、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用含む）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目に替えることができる。

※2・・・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教員免許状を取得するために特に必要なものとして「日本国憲法2単位」、「体育2単位」、「外国語コミュニケーション2単位」及び「情報機器の操作2単位」を修得しなければならない。

これらに該当するものは、いずれも共通教育科目で、本学では次の8単位を修得すること。

- ア. 日本国憲法 2単位
- イ. 運動健康科学 1単位
- ウ. スポーツ運動実習 1単位
- エ. 英語会話Ⅰa又はⅡa 1単位
- 英語会話Ⅰb又はⅡb 1単位
- オ. データ科学と社会Ⅰ 1単位
- カ. データ科学と社会Ⅱ 1単位

教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(工学部向け)

施行規則に定める科目区分等			左記に該当する本学が開設する専門科目			必要修得単位
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	開設年次	高一種免
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論 A	2	1年	◎
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論 A	2	1年	◎
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育法規 A	2	2年	◎
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育場面の心理学 A	1	2年	◎
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育 A	1	2年	◎
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(カリキュラム・マネジメントを含む。) A	2	1年	◎
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・総合的な学習の時間の指導法	8	総合的な学習の時間指導法 A	1	3年	◎
	・特別活動の指導法		特別活動 A	1	2年	◎
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法学(情報機器及び教材を含む。)	2	2年	○
	・生徒指導の理論及び方法		教育メディア論(情報機器及び教材を含む。)	2	2年	○
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		生徒指導概論 A	2	2年	◎
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談・進路指導 A	2	3年	◎
教育実践に関する科目	・教育実習	3	事前・事後指導	1	4年	◎
			教育実習(高)	2	4年	◎
	・教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	2	4年	◎
教員の免許状取得のために必要な修得単位数					23単位	

(備考)

- 1 ◎については、必修科目であることを示す。
- 2 ○については、選択必修科目であることを示し、1科目2単位以上を修得しなければならない。
- 3 高一種(工業)の免許状取得をめざす場合、「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。

【工学部機械工学科】

「高等学校教諭一種免許状（工業）」を取得するために必要な教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等		工学部又は教育学部が 開設する専門科目			
科目区分	各科目に含めること が必要な事項	授業科目	単位数		履修 方法
			必修	選択	
教科 及び 教科 の 指導 法 に 関 す る 科 目	教科 に 関 す る 専 門 的 事 項	工業の関係科目			※必修科目を含み, 「教科及び教科の指導 法に関する科目」から 59単位修得
		線形代数及び演習		2	
		常微分方程式及び演習		2	
		応用解析Ⅰ		2	
		応用解析Ⅱ		2	
		確率統計		2	
		生体・ロボット工業数理		2	
		機械航空工業数理		2	
		工業熱力学Ⅰ	2		
		工業熱力学Ⅱ		2	
		流体工学Ⅰ	2		
		流体工学Ⅱ		2	
		機械工学演習A		2	
		材料力学Ⅰ	2		
		材料力学Ⅱ		2	
		機械力学Ⅰ	2		
		機械力学Ⅱ		2	
		機械工学演習B		2	
		基礎制御工学	2		
		機械工学演習C		2	
		機械材料基礎	2		
		機械工作学		2	
		機械設計論		2	
		生体・ロボット工学演習		2	
		機械航空工学演習		2	
		ものづくり創成実習Ⅰ	1		
		ものづくり創成実習Ⅱ		1	
		機械工学実験	1		
		基礎電気工学		2	
		プログラミング基礎		2	
		生体・ロボット工学概論		2	
機械航空工学概論		2			

		航空原動機	2	
		ロボット機構学	2	
		内燃機関工学	2	
		材料と強度	2	
		生体材料力学	2	
		機械加工学	2	
		計測工学	2	
		システム制御工学	2	
		応用プログラミング	2	
		メカトロニクス基礎	2	
		工学概論	2	
	職業指導	職業指導	2	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	工業科教育法Ⅰ	2	全学共通科目
		工業科教育法Ⅱ	2	全学共通科目
教員の免許状取得のために必要な修得単位数			59単位	

（備考）

- 1 高一種（工業）の免許状取得をめざす場合、「各教科の指導法に関する科目」の全部又は一部の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。

【工学部社会建設工学科】

「高等学校教諭一種免許状（工業）」を取得するために必要な教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等		工学部又は教育学部が開設する専門科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	工業の関係科目	建設情報基礎工学	2	※必修科目を含み、「教科及び教科の指導法に関する科目」から59単位修得
		構造力学Ⅰ	2		
		構造力学Ⅱ	2		
		構造力学演習Ⅰ	1		
		構造力学演習Ⅱ	1		
		土質力学Ⅰ	2		
		土質力学Ⅱ	2		
		土質力学演習Ⅰ	1		
		土質力学演習Ⅱ	1		
		水理学Ⅰ	2		
		水理学Ⅱ	2		
		水理学演習Ⅰ	1		
		水理学演習Ⅱ	1		
		測量学	2		
		測量実習及び演習	2		
		建設基礎実験Ⅰ	1		
		建設基礎実験Ⅱ	1		
		環境保全工学	2		
		土木計画学	2		
		土木計画学及びデータサイエンス技術に関する演習	2		
		ものづくり創成実習Ⅰ	2		
		ものづくり創成実習Ⅱ	2		
		土木構造物設計演習	2		
		環境保全工学演習	1		
		国際建設技術演習Ⅰ	1		
		国際建設技術演習Ⅱ	1		
		エンジニアリングコミュニケーションⅠ	1		
		エンジニアリングコミュニケーションⅡ	1		
		空間情報学	2		
		建設材料学	2		
		衛生工学Ⅰ	2		

		複合構造工学 I	2	
		鋼構造工学 I	2	
		河川工学	2	
		土木振動学	2	
		都市交通工学	2	
		建設情報処理演習	2	
		衛生工学 II	2	
		複合構造工学 II	2	
		鋼構造工学 II	2	
		マトリックス構造解析学	2	
		土木施工法	2	
		海岸工学	2	
		防災工学	2	
		建設環境工学	2	
		建設マネジメント工学	2	
		線形代数及び演習	2	
		常微分方程式及び演習	2	
		応用解析 I	2	
		確率統計	2	
		工学概論	2	
	職業指導	職業指導	2	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	工業科教育法 I	2	全学共通科目
		工業科教育法 II	2	全学共通科目
教員の免許状取得のために必要な修得単位数				59 単位

（備考）

- 1 高一種（工業）の免許状取得をめざす場合、「各教科の指導法に関する科目」の全部又は一部の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。

【工学部応用化学科】

「高等学校教諭一種免許状（工業）」を取得するために必要な教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等		工学部又は教育学部が開設する専門科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	工業の関係科目	物理化学Ⅰ	2	※必修科目を含み、「教科及び教科の指導法に関する科目」から59単位修得
		物理化学Ⅱ	2		
		分析化学	2		
		無機化学Ⅰ	2		
		無機化学Ⅱ	2		
		量子化学	2		
		有機化学Ⅰ	2		
		有機化学Ⅱ	2		
		高分子化学Ⅰ	2		
		化学工学Ⅰ	2		
		化学工学Ⅱ	2		
		反応速度論	2		
		生物化学Ⅰ	2		
		生物化学Ⅱ	2		
		応用化学演習Ⅱ	2		
		応用化学演習Ⅲ	2		
		応用化学演習Ⅳ	2		
		応用化学演習Ⅴ	2		
		応用化学実験Ⅱ	2		
		応用化学実験Ⅲ	2		
		応用化学実験Ⅳ	2		
		機器分析Ⅱ	2		
		電気化学	2		
		配位化学	2		
		有機反応化学	2		
		有機合成化学	2		
		高分子化学Ⅱ	2		
		化学プロセス設計	2		
		微生物学	2		
		生物化学工学	2		
		遺伝子工学	2		

		無機物質化学		2	
		機器分析 I		2	
		線形代数及び演習		2	
		応用解析 I		2	
		常微分方程式及び演習		2	
		確率統計		2	
		工学概論	2		
	職業指導	職業指導	2		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	工業科教育法 I	2		全学共通科目
		工業科教育法 II	2		全学共通科目
教員の免許状取得のために必要な修得単位数				59 単位	

(備考)

- 1 高一種（工業）の免許状取得をめざす場合、「各教科の指導法に関する科目」の全部又は一部の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。

【工学部電気電子工学科】

「高等学校教諭一種免許状（工業）」を取得するために必要な教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等		工学部又は教育学部が開設する専門科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	工業の関係科目	電気電子工学基礎	2	※必修科目を含み、「教科及び教科の指導法に関する科目」から59単位修得
		電気回路Ⅰ	2		
		電気回路Ⅱ	4		
		電気回路Ⅲ	2		
		電磁気学Ⅰ	2		
		電磁気学Ⅱ	4		
		電磁気学Ⅲ	2		
		基礎電子回路	2		
		アナログ回路	2		
		デジタル回路	2		
		ものづくり創成実習Ⅰ	1		
		ものづくり創成実習Ⅱ	1		
		電気電子工学応用実験Ⅰ	2		
		電気電子工学応用実験Ⅱ	2		
		電子物性学	2		
		半導体工学Ⅰ	2		
		情報通信工学Ⅰ	2		
		電磁波工学Ⅰ	2		
		計測工学	2		
		制御工学Ⅰ	2		
		電気エネルギー工学	2		
		電気機器学	2		
		線形代数及び演習	2		
		応用解析Ⅰ	2		
		応用解析Ⅱ	2		
		常微分方程式及び演習	2		
		量子力学Ⅰ	2		
		応用物理学	2		
		情報処理及び演習	2		
		数値解析		2	
		確率統計		2	

		統計力学		2	
		量子力学Ⅱ		2	
		プログラミング		2	
		工学概論	2		
	職業指導	職業指導	2		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	工業科教育法Ⅰ	2		全学共通科目
		工業科教育法Ⅱ	2		全学共通科目
教員の免許状取得のために必要な修得単位数				59単位	

（備考）

- 1 高一種（工業）の免許状取得をめざす場合、「各教科の指導法に関する科目」の全部又は一部の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。

【工学部知能情報工学科】

「高等学校教諭一種免許状（情報）」を取得するために必要な教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等		工学部又は教育学部が開設する専門科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	情報技術概論	2		
		情報倫理	2		
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)	プログラミングⅠ	2		
		プログラミング演習Ⅰ(実習を含む。)	2		
		プログラミングⅡ	2		
		プログラミング演習Ⅱ(実習を含む。)	2		
		プログラミングⅢ	2		
		プログラミング演習Ⅲ(実習を含む。)	2		
		電子計算機	2		
		オペレーティングシステム	2		
情報システム (実習を含む。)	情報工学実験及び演習Ⅰ(実習を含む。)	2			
	システム開発Ⅰ	2			
	システム開発Ⅱ	2			
	データベース	2			
情報通信ネットワーク (実習を含む。)	情報工学実験及び演習Ⅱ(実習を含む。)	2			
	情報ネットワーク	2			
	情報通信工学	2			
マルチメディア表現・技術 (実習を含む。)	画像処理(実習を含む。)		2		
	コンピュータグラフィックス(実習を含む。)	2			
	マルチメディア工学基礎	2			
情報と職業	情報と職業	2			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	情報科教育法Ⅰ	2		全学共通科目 これら2科目から 2単位選択必修	
	情報科教育法Ⅱ		2		
	情報科教育法ⅡA		2		
教員の免許状取得のために必要な修得単位数			44単位		

【工学部循環環境工学科】

「高等学校教諭一種免許状（工業）」を取得するために必要な教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等		工学部又は教育学部が開設する専門科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	工業の関係科目	化学物質リスク論	2	※必修科目を含み、「教科及び教科の指導法に関する科目」から60単位修得
		環境分析化学	2		
		環境物理化学Ⅰ	2		
		有機化学	2		
		環境生物学	2		
		環境適合型プロセス	2		
		情報化学	2		
		環境概論	2		
		移動現象論	2		
		単位操作Ⅰ	2		
		環境浄化技術Ⅰ	2		
		環境プロセス論及び演習	2		
		地球環境論	2		
		ものづくり創成実験	2		
		循環環境工学実験Ⅰ	2		
		循環環境工学実験Ⅱ	2		
		環境情報学Ⅱ及び演習	2		
		環境倫理・法規	2		
		機器分析		2	
		無機化学		2	
		環境物理化学Ⅱ		2	
		環境材料化学		2	
		環境高分子化学		2	
		環境微生物学		2	
		生物物理化学		2	
		環境低負荷物質論		2	
		界面物理化学		2	
		遺伝子工学		2	
		単位操作Ⅱ		2	
		反応工学		2	
		環境浄化技術Ⅱ		2	

		廃棄物処理工学	2	
		資源・エネルギー論	2	
		循環型社会システム論	2	
		環境管理論	2	
		資源環境分離工学	2	
		応用解析 I	2	
		常微分方程式及び演習	2	
		線形代数及び演習	2	
		環境情報学 I 及び演習	2	
		確率統計	2	
		工学概論	2	
	職業指導	職業指導	2	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	工業科教育法 I	2	全学共通科目
		工業科教育法 II	2	全学共通科目
教員の免許状取得のために必要な修得単位数				60 単位

（備考）

- 1 高一種（工業）の免許状取得をめざす場合、「各教科の指導法に関する科目」の全部又は一部の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。

3. 教育実習

(1) 履修要件

ア 実習を受けるには、教育実習を行う前年度までに次のとおり修得しなければならない。

科目区分	授業科目名	必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科の専門的事項に関する科目から選択	10 単位
	教科の指導法に関する科目から選択	2 単位
教育の基礎的理解に関する科目	教職概論 A	2 単位
	教育原論 A	2 単位
	教育課程論（カリキュラム・マネジメントを含む。） A	2 単位
	教育法規 A 教育場面の心理学 A 特別支援教育 A	3 科目から 2 単位選択
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導概論 A	5 科目から 2 単位選択
	教育方法学 （情報機器及び教材を含む。）	
	特別活動 A	
	教育相談・進路指導 A	
	総合的な学習の時間指導法 A	
教育実習開始時まで修得必要な単位数合計		22 単位

イ 教育学部が行う事前事後指導のうち、事前指導（プレ実習）を履修しなければならない。

(2) 希望調査及び説明会

3 年次の前期に希望調査を行い、説明会を行う。

(3) 事前事後指導（1 単位）

事前指導を 4 年次の 5 月に吉田地区で、事後指導を工学部で行う。

(4) 教育実習期間

4 年次の 6 月頃から 10 月にかけて高等学校において 2 週間行う。

4. 教職実践演習

教職実践演習は、個々の学生が教職課程の科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され形成されたかについて、養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するための授業です。一人一人の履修状況に応じ、今まで学習してきたことの振り返りや整理を行いながら、グループ討議や事例研究、模擬授業等を実施します。教員免許状を取得するためには、4 年次後期に開設される教職実践演習を履修する必要があります。

教職実践演習を受講するためには、教員免許の取得に必要な教育実習を履修しておかなければなりません。また、入学時からの教職に関する履修履歴を記録した「履修カルテ」を作成しておく必要があります。

なお、単位認定のためには、教員免許の取得に必要な教職実践演習以外の単位をすべて修得しておかなければなりません。「履修カルテ」に関する具体的なことや、単位認定の詳細については、1 年生後期に実施予定の教職オリエンテーションで案内します。